議案第100号

桑名市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

桑名市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように定めるものとする。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市職員の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の５第１項、第５項及び第６項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第１項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第２条　任命権者は、職員としての在職期間が２年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の５第１項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

（自己啓発等休業の期間）

第３条　法第26条の５第１項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては２年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、３年）、国際貢献活動のための休業にあっては３年とする。

（大学等教育施設）

第４条　法第26条の５第１項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

(2)　学校教育法第１条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第７項第２号に規定する大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3)　前２号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(4)　前３号に掲げる教育施設のほか、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの

（奉仕活動）

第５条　法第26条の５第１項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1)　独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第１項第４号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。次号において同じ。）

(2)　前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第６条　自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第７条　自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第３条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

２　自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、１回に限るものとする。

３　第２条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第８条　法第26条の５第５項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1)　自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2)　自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第９条　自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1)　当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2)　当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3)　当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

２　任命権者は、自己啓発等休業をしている職員に前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

（職務復帰後における号給の調整）

第１０条　自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあっては100分の100以下、それ以外のものにあっては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第１１条　桑名市職員退職手当支給条例（平成16年桑名市条例第50号。以下この条において「退職手当支給条例」という。）第10条の４第１項及び第11条第４項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当支給条例第10条の４第１項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

２　自己啓発等休業をした期間についての退職手当支給条例第11条第４項の規定の適用については、同項中「その月数の２分の１に相当する月数（地方公務員法第55条の２第１項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の５第１項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の２分の１に相当する月数）」とする。

（その他）

第１２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参　考

（制定のあらまし）

　地方公務員法第26条の５の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

議案第101号

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第１条　桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「小学校及び中学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）」に改める。

（桑名市輪中の郷（ふるさとセンター）条例の一部改正）

第２条　桑名市輪中の郷（ふるさとセンター）条例（平成16年桑名市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第12条第２号中「小中学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。

（桑名市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第３条　桑名市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成16年桑名市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（桑名市自転車等駐車場条例の一部改正）

第４条　桑名市自転車等駐車場条例（平成18年桑名市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項ただし書中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表備考中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（桑名市暴力団排除条例の一部改正）

第５条　桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「中学校」の次に「及び義務教育学校後期課程」を加える。

（桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

（桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条　桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。第11条、第27条第３項及び第60条第３項において同じ。）」を加える。

（桑名市就学援助条例の一部改正）

第８条　桑名市就学援助条例（平成28年桑名市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「桑名市立小学校」を「桑名市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」に、「公立小学校」を「公立の小学校」に改め、同条第２号中「桑名市立中学校」を「桑名市立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」に、「公立中学校」を「公立の中学校」に改める。

（桑名市学童保育所条例の一部改正）

第９条　桑名市学童保育所条例（平成30年桑名市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項本文中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

多度地区の小中学校を再編し、義務教育学校を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改　正　後	改　正　前
桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（第１条関係） 別表（第２条関係）	別表（第２条関係）

改正後

区分		報酬額		
（略）		（略）		
学校医	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	基本額	児童及び生徒数が600人以上の学校	年額　402,000円（学校医を２人配置する場合は201,000円）
			児童及び生徒数が150人以上600人未満の学校	年額　252,000円
			児童及び生徒数が150人未満の学校	年額　202,000円
		人数割額	５月１日現在における児童及び生徒数に440円を乗じて得た額	
	幼稚園	基本額	小学校に併設の園	年額　109,600円
			小学校に併設ではない園	年額　219,200円
		人数割額	５月１日現在における幼児数に440円を乗じて得た額	
学校歯科医	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	基本額	児童及び生徒数が600人以上の学校	年額　374,000円（学校歯科医を２人配置する場合は187,000円）
			児童及び生徒数が150人以上6	年額　224,000円

改正前

区分		報酬額		
（略）		（略）		
学校医	小学校及び中学校	基本額	児童及び生徒数が600人以上の学校	年額　402,000円（学校医を２人配置する場合は201,000円）
			児童及び生徒数が150人以上600人未満の学校	年額　252,000円
			児童及び生徒数が150人未満の学校	年額　202,000円
		人数割額	５月１日現在における児童及び生徒数に440円を乗じて得た額	
	幼稚園	基本額	小学校に併設の園	年額　109,600円
			小学校に併設ではない園	年額　219,200円
		人数割額	５月１日現在における幼児数に440円を乗じて得た額	
学校歯科医	小学校及び中学校	基本額	児童及び生徒数が600人以上の学校	年額　374,000円（学校歯科医を２人配置する場合は187,000円）
			児童及び生徒数が150人以上6	年額　224,000円

			00人未満の学校	
			児童及び生徒数が150人未満の学校	年額　174,000円
		人数割額	5月1日現在における児童及び生徒数に440円を乗じて得た額	
	幼稚園	基本額	小学校に併設の園	年額　109,600円
			小学校に併設ではない園	年額　219,200円
		人数割額	5月1日現在における幼児数に440円を乗じて得た額	
学校薬剤師	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	1校につき　年額　157,000円		
	幼稚園	1園につき　年額　50,000円		
（略）		（略）		

備考　（略）

桑名市輪中の郷（ふるさとセンター）条例（第2条関係）

（観覧料の免除）

第12条　観覧については、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧料を免除することができる。

(1)　（略）

(2)　市内の小中学校及び義務教育学校が教育の目的で利用する場合

(3)・(4)　（略）

桑名市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（第3条関係）

（趣旨）

第1条　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」

			00人未満の学校	
			児童及び生徒数が150人未満の学校	年額　174,000円
		人数割額	5月1日現在における児童及び生徒数に440円を乗じて得た額	
	幼稚園	基本額	小学校に併設の園	年額　109,600円
			小学校に併設ではない園	年額　219,200円
		人数割額	5月1日現在における幼児数に440円を乗じて得た額	
学校薬剤師	小学校及び中学校	1校につき　年額　157,000円		
	幼稚園	1園につき　年額　50,000円		
（略）		（略）		

備考　（略）

（観覧料の免除）

第12条　観覧については、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧料を免除することができる。

(1)　（略）

(2)　市内の小中学校が教育の目的で利用する場合

(3)・(4)　（略）

（趣旨）

第1条　この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。次条において「法」

という。）第４条第１項の規定に基づき、桑名市立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	という。）第４条第１項の規定に基づき、桑名市立幼稚園、小学校及び中学校＿＿＿＿＿＿の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。
桑名市自転車等駐車場条例（第４条関係） （使用料） 第９条　（略） ２　使用料は、別表に掲げる基本額に利用する日における消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園及びこれらに類するものとして市長が認める施設に通学している者は無料とする。 ３　（略） 別表（第９条関係）　（略） 備考　学生とは、学校教育法第１条に規定する学校（小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び幼稚園は除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校並びにこれに類するものとして市長が認める施設に通学している者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。	（使用料） 第９条　（略） ２　使用料は、別表に掲げる基本額に利用する日における消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校＿＿＿＿＿＿、特別支援学校、幼稚園及びこれらに類するものとして市長が認める施設に通学している者は無料とする。 ３　（略） 別表（第９条関係）　（略） 備考　学生とは、学校教育法第１条に規定する学校（小学校、中学校＿＿＿＿＿＿、特別支援学校及び幼稚園は除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校並びにこれに類するものとして市長が認める施設に通学している者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。
桑名市暴力団排除条例（第５条関係） （青少年に対する教育等） 第１１条　市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する中学校及び義務教育学校後期課程に限る。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。 ２　（略）	（青少年に対する教育等） 第１１条　市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する中学校＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に限る。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。 ２　（略）

桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第６条関係）	
（放課後児童健全育成事業の一般原則）	（放課後児童健全育成事業の一般原則）
第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
２～６　（略）	２～６　（略）
桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（第７条関係）	
（一般原則）	（一般原則）
第３条　（略）	第３条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第11条、第27条第３項及び第60条第３項において同じ。）、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	３　特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
４・５　（略）	４・５　（略）
桑名市就学援助条例（第８条関係）	
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　児童　桑名市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学している者及び桑名市に住所を有し、桑名市外の公立の小学校に就学している者	(1)　児童　桑名市立小学校に就学している者及び桑名市に住所を有し、桑名市外の公立小学校に就学している者
(2)　生徒　桑名市立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に就学している者及び桑名市に住所を有し、桑名市外の	(2)　生徒　桑名市立中学校に就学している者及び桑名市に住所を有し、桑名市外の

公立の中学校に就学している者 (3)　（略） 桑名市学童保育所条例（第９条関係） （保育時間） 第３条　学童保育所の保育時間は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の放課時から午後６時30分までとする。ただし、小学校の休校日は、午前８時から午後６時30分までとする。 ２　（略）	公立中学校　に就学している者 (3)　（略） （保育時間） 第３条　学童保育所の保育時間は、小学校＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の放課時から午後６時30分までとする。ただし、小学校の休校日は、午前８時から午後６時30分までとする。 ２　（略）

議案第102号

桑名市手数料条例の一部改正について

桑名市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市手数料条例の一部を改正する条例

桑名市手数料条例（平成16年桑名市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第３中「登録手数料」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の７第２項の規定が適用される場合を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、ペットショップ等で販売される犬、猫にマイクロチップの装着、情報の登録が義務化された。これに伴い、狂犬病予防法に基づく犬の登録について、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく狂犬病予防法の特例制度が設けられ、本市は令和８年１月から本制度に参加することから、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第３（第２条関係）
狂犬病予防法関係の手数料
<table>
<tr><th>区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td>狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の７第２項の規定が適用される場合を除く。）</td><td>１頭につき3,000円</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第３（第２条関係）
狂犬病予防法関係の手数料
<table>
<tr><th>区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td>狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料</td><td>１頭につき3,000円</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第103号

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」に改める。

（桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第10条第３項第１号中「保育士」の次に「（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号」に改める。

（桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号」に改める。

第17条第２項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「ときは、利用開始時の」を「ときは、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第２項中「修了した保育士」の次に「（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第28条第７号中「の各号」を削る。

第29条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第43条第８号中「の各号」を削る。

第44条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

附則第２条第２項中「第１条第２項に規定する」及び「同項に規定する」を削る。

附則第８条中「この条において」を削る。

附則第９条に次の１項を加える。

２　認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

（桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年桑名市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号」に改める。

第22条第１項中「保育士」の次に「（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

児童福祉法の一部が改正されたこと、並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改　正　後	改　正　前
桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（第１条関係）	
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第２条関係）	
（職員）	（職員）
第１０条　（略）	第１０条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)　保育士（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者	(1)　保育士の資格を有する者
(2)～(10)　（略）	(2)～(10)　（略）
４・５　（略）	４・５　（略）
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第１２条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第１２条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す	

る基準を定める条例（第３条関係）

（虐待等の禁止）

第１２条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第１７条　（略）

２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる　健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等　　の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

３・４　（略）

（職員）

第２３条　（略）

２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2)　（略）

（虐待等の禁止）

第１２条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号　　に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第１７条　（略）

２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断　　が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

３・４　（略）

（職員）

第２３条　（略）

２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士　　又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)・(2)　（略）

３　（略）

（設備の基準）

第２８条　小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6)　（略）

(7)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア～エ　（略）

（ア）・（イ）　（略）

オ～ク　（略）

（職員）

第２９条　小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2)　（略）

２・３　（略）

（職員）

第３１条　小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2)　（略）

２・３　（略）

（設備の基準）

３　（略）

（設備の基準）

第２８条　小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6)　（略）

(7)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア～エ　（略）

（ア）・（イ）　（略）

オ～ク　（略）

（職員）

第２９条　小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2)　（略）

２・３　（略）

（職員）

第３１条　小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2)　（略）

２・３　（略）

（設備の基準）

第４３条　事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7)　（略）

(8)　保育室等を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア～エ　（略）

（ア）・（イ）　（略）

オ～ク　（略）

（職員）

第４４条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2)　（略）

２・３　（略）

（職員）

第４７条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2)　（略）

２・３　（略）

附　則

第４３条　事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7)　（略）

(8)　保育室等を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア～エ　（略）

（ア）・（イ）　（略）

オ～ク　（略）

（職員）

第４４条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2)　（略）

２・３　（略）

（職員）

第４７条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1)・(2)　（略）

２・３　（略）

附　則

（食事の提供の経過措置） 第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第４号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、＿＿＿＿＿＿＿＿利用乳幼児への食事の提供を＿＿＿＿＿＿家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。	（食事の提供の経過措置） 第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第４号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第１条第２項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第８条　附則第６条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下＿＿＿＿＿＿「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第８条　附則第６条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第２項又は第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
第９条　（略） ２　認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。	第９条　（略）
桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第４条関係） （虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）

第１３条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第１３条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号　　に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（職員） 第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ２・３　（略） (1)・(2)　（略）	（職員） 第２２条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士　　その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ２・３　（略） (1)・(2)　（略）

議案第104号

桑名市保育所条例及び桑名市子育て支援拠点施設条例の一部改正について

桑名市保育所条例及び桑名市子育て支援拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市保育所条例及び桑名市子育て支援拠点施設条例の一部を改正する条例

（桑名市保育所条例の一部改正）

第１条　桑名市保育所条例（平成16年桑名市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第２条の表桑名市厚生館保育所の項を削る。

（桑名市子育て支援拠点施設条例の一部改正）

第２条　桑名市子育て支援拠点施設条例（平成23年桑名市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条の表桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」の項を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

令和８年４月より、桑名市厚生館保育所及び桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」を引き継ぐ、公私連携型保育所及び子育て支援拠点施設が開設されるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
桑名市保育所条例（第１条関係）
（名称及び位置）
第２条　保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>桑名市厚生館別館保育所</td><td>桑名市外堀78番地</td></tr>
<tr><td>桑名市深谷保育所</td><td>桑名市大字下深谷部4879番地３</td></tr>
<tr><td>桑名市桑陽保育所</td><td>桑名市大字東方1895番地１</td></tr>
<tr><td>桑名市城東保育所</td><td>桑名市大字小貝須1940番地</td></tr>
<tr><td>桑名市深谷北保育所</td><td>桑名市大字上深谷部396番地２</td></tr>
<tr><td>桑名市多度保育所</td><td>桑名市多度町北猪飼300番地１</td></tr>
<tr><td>桑名市長島中部保育所</td><td>桑名市長島町源部外面337番地</td></tr>
</table>
</td><td>
（名称及び位置）
第２条　保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>桑名市厚生館保育所</td><td>桑名市大字東方301番地４</td></tr>
<tr><td>桑名市厚生館別館保育所</td><td>桑名市外堀78番地</td></tr>
<tr><td>桑名市深谷保育所</td><td>桑名市大字下深谷部4879番地３</td></tr>
<tr><td>桑名市桑陽保育所</td><td>桑名市大字東方1895番地１</td></tr>
<tr><td>桑名市城東保育所</td><td>桑名市大字小貝須1940番地</td></tr>
<tr><td>桑名市深谷北保育所</td><td>桑名市大字上深谷部396番地２</td></tr>
<tr><td>桑名市多度保育所</td><td>桑名市多度町北猪飼300番地１</td></tr>
<tr><td>桑名市長島中部保育所</td><td>桑名市長島町源部外面337番地</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
桑名市子育て支援拠点施設条例（第２条関係）
（名称及び位置）
第２条　子育て拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>桑名市子ども・子育て応援センター「ぽかぽか」</td><td>桑名市陽だまりの丘四丁目2201番地２</td></tr>
</table>
</td><td>
（名称及び位置）
第２条　子育て拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」</td><td>桑名市中央町３丁目21番地</td></tr>
<tr><td>桑名市子ども・子育て応援センター「ぽかぽか」</td><td>桑名市陽だまりの丘四丁目2201番地２</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第105号

桑名市火災予防条例の一部改正について

桑名市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市火災予防条例の一部を改正する条例

桑名市火災予防条例（平成16年桑名市条例第163号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の２―第29条の７）」を

「第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の２―第29条の７）
第３章の３　林野火災の予防（第29条の８・第29条の９）」

に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第１号中「又は喫煙」を削り、同条第５号及び第６号を次のように改める。

(5)　山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6)　残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３　林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第２９条の８　市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２　前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

３　市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第２９条の９　市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の３第１項第３号中「第45条」を「第45条第１項」に改める。

第45条第１号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２　消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

林野火災注意報、林野火災警報の発令や屋外における裸火の使用等の取扱いに関する制定に関する基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改　正　後	改　正　前
目次	目次
第１章　総則（第１条）	第１章　総則（第１条）
第２章　削除	第２章　削除
第３章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第３章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第１節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第３条―第17条の３）	第１節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第３条―第17条の３）
第２節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条―第22条の２）	第２節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条―第22条の２）
第３節　火の使用に関する制限等（第23条―第28条）	第３節　火の使用に関する制限等（第23条―第28条）
第４節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）	第４節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）
第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の２―第29条の７）	第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の２―第29条の７）
第３章の３　林野火災の予防（第29条の８・第29条の９）	
第４章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	第４章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第１節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条―第32条）	第１節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条―第32条）
第２節　指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条―第34条の２）	第２節　指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条―第34条の２）
第３節　基準の特例（第34条の３）	第３節　基準の特例（第34条の３）
第５章　避難管理（第35条―第42条）	第５章　避難管理（第35条―第42条）
第５章の２　屋外催しに係る防火管理（第42条の２・第42条の３）	第５章の２　屋外催しに係る防火管理（第42条の２・第42条の３）
第６章　雑則（第43条―第48条）	第６章　雑則（第43条―第48条）
第７章　罰則（第49条・第50条）	第７章　罰則（第49条・第50条）
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使	（火災に関する警報の発令中における火の使

用の制限）	用の制限）
第２９条　火災に関する警報（法第22条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	第２９条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
(1)　山林、原野等において火入れをしないこと。	(1)　山林、原野等において火入れ又は喫煙をしないこと。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
(5)　山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。	(5)　残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
(6)　残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。	(6)　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。
第３章の３　林野火災の予防	
（林野火災に関する注意報）	
第２９条の８　市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。	
２　前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。	
３　市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。	
（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	
第２９条の９　市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。	
（屋外催しに係る防火管理）	（屋外催しに係る防火管理）
第４２条の３　前条第１項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。	第４２条の３　前条第１項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）

(3)　対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第１項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6)　（略） ２　（略） （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第４５条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。 (1)　火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。） (2)～(6)　（略） ２　消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。	(3)　対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条　　において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6)　（略） ２　（略） （火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第４５条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。 (1)　火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為　　 (2)～(6)　（略）

議案第106号

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年桑名市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の１条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第１９条の２　地方公務員法第26条の５第１項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

地方公務員法第26条の５の規定に基づく「桑名市職員の自己啓発等休業に関する条例」の新規制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改　正　後	改　正　前
（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与） 第１９条の２　地方公務員法第26条の５第１項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。	

議案第107号

工事請負契約の変更について

桑名市防災拠点施設法面保護等工事について、次のとおり変更契約を締結するため、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年桑名市条例第53号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

１	契約の目的	桑名市防災拠点施設法面保護等工事
２	契約の方法	一般競争入札（原契約）
３	契約金額	変更前　167,664,200円 変更後　199,368,400円
４	竣工期限	令和８年３月13日
５	契約の相手方	三重県桑名市梅園通43番地 三光建設株式会社 代表取締役　加藤　功一

議案第108号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

１　譲渡財産

所在地　　桑名市多度町香取字蛯江2202番地

建物等　　校舎及び附帯施設　2,915.38平方メートル

２　譲渡先

岐阜県岐阜市金町六丁目21番地　岐阜ステーションビル304号

株式会社　和心

代表取締役　宮川　天陽

議案第109号

財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

１　貸付財産

土地

所在　　桑名市多度町香取字蛯江2202番

地積　　11,935.06平方メートル

２　貸付先

岐阜県岐阜市金町六丁目21番地　岐阜ステーションビル304号

株式会社　和心

代表取締役　宮川　天陽

３　貸付期間

令和８年４月１日から令和28年３月31日まで

議案第110号

市道の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項及び同法第10条第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年12月３日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

1　認定する路線

路線番号	路線名	起点 終点	重要な経過地	延長(m) 幅員(m)
K173198	坂井16号線	大字坂井字熊坂1171番１地先		123.3
		大字坂井字熊坂1166番地先		5.0～9.2
K183204	新西方70号線	新西方八丁目１番22地先		320.6
		新西方八丁目１番16地先		9.0～19.5
K183205	新西方71号線	新西方八丁目１番160地先		283.5
		新西方八丁目232番７地先		6.0～16.0
K183206	新西方72号線	新西方八丁目１番211地先		330.6
		新西方八丁目１番95地先		6.0～13.1
K183207	新西方73号線	新西方八丁目１番327地先		453.5
		新西方八丁目１番21地先		6.0～13.1
K183208	新西方74号線	新西方八丁目１番197地先		90.5
		新西方八丁目１番190地先		6.0～13.4
K183209	新西方75号線	新西方八丁目１番183地先		80.4
		新西方八丁目１番178地先		6.0～15.4
K183210	新西方76号線	新西方八丁目１番173地先		130.5
		新西方八丁目232番13地先		6.0～14.3
K183211	新西方77号線	新西方八丁目１番298地先		30.0
		新西方八丁目１番297地先		6.0～13.1
K183212	新西方78号線	新西方八丁目１番30地先		30.0
		新西方八丁目１番30地先		6.0～13.1
K183213	新西方79号線	新西方八丁目１番77地先		50.4
		新西方八丁目１番19地先		6.0～13.1
K183214	新西方80号線	新西方八丁目１番114地先		50.4
		新西方八丁目１番331地先		6.0～13.1
K183215	新西方81号線	新西方八丁目１番321地先		28.6
		新西方八丁目１番320地先		6.0～13.1
K183216	新西方82号線	新西方八丁目１番108地先		73.8
		新西方八丁目１番18地先		6.0～13.1
K183217	新西方83号線	新西方八丁目１番237地先		68.1
		新西方八丁目１番10地先		6.0～13.1
K183218	新西方84号線	新西方八丁目１番255地先		105.0
		新西方八丁目１番11地先		6.0～13.1
K183219	新西方85号線	新西方八丁目１番217地先		101.8
		新西方八丁目１番８地先		6.0～13.1
K183220	新西方86号線	新西方八丁目１番204地先		101.8
		新西方八丁目１番177地先		6.0～13.1

坂井地区 認定路線図

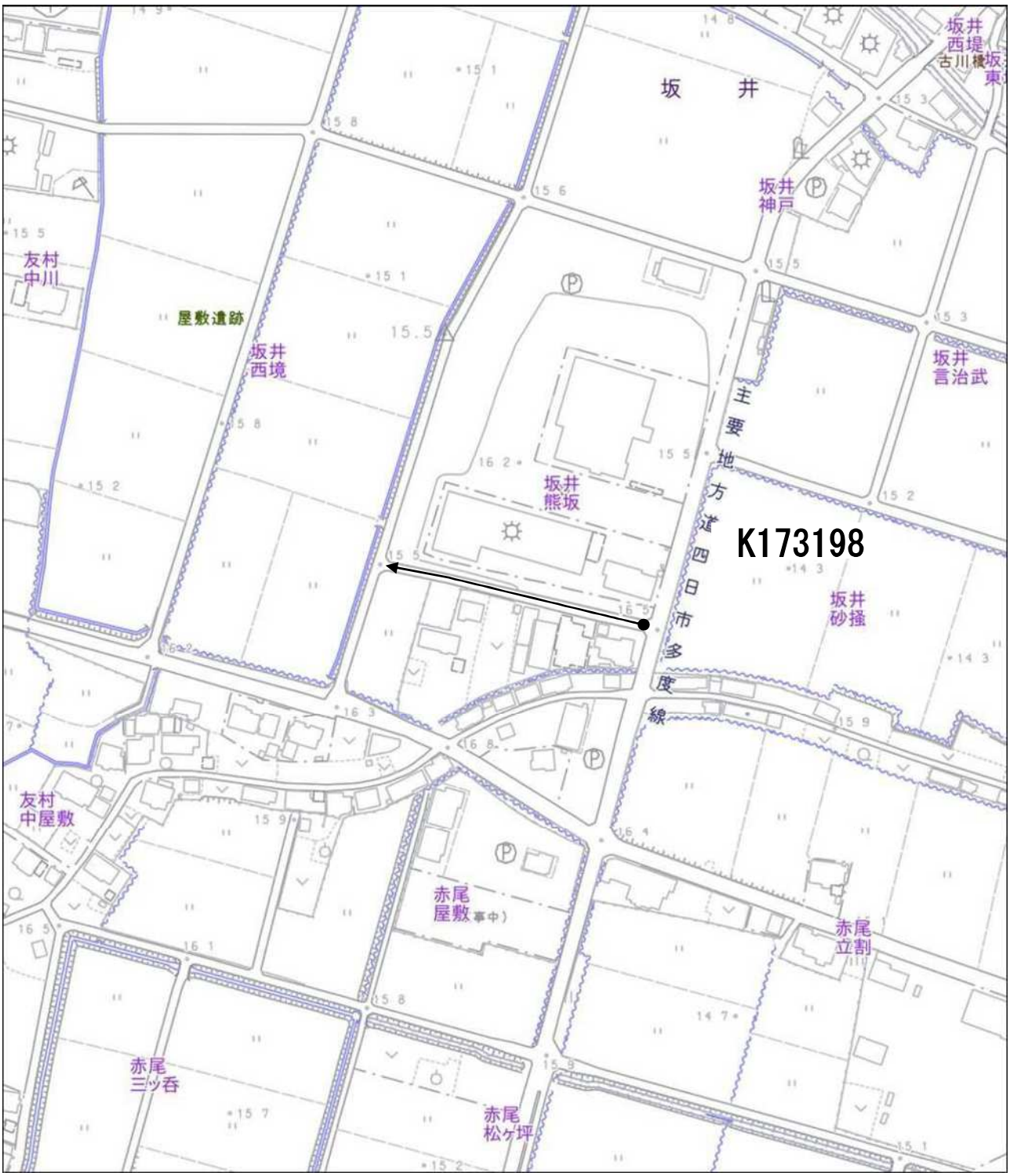

路線番号	路線名	起点 終点	重要な経過地	延長(m) 幅員(m)
K173198	坂井16号線	大字坂井字熊坂1171番１地先		123.3
		大字坂井字熊坂1166番地先		5.0～9.2

凡　例	
起点	●
終点	▲
認定路線	▬

新西方地区 認定路線図

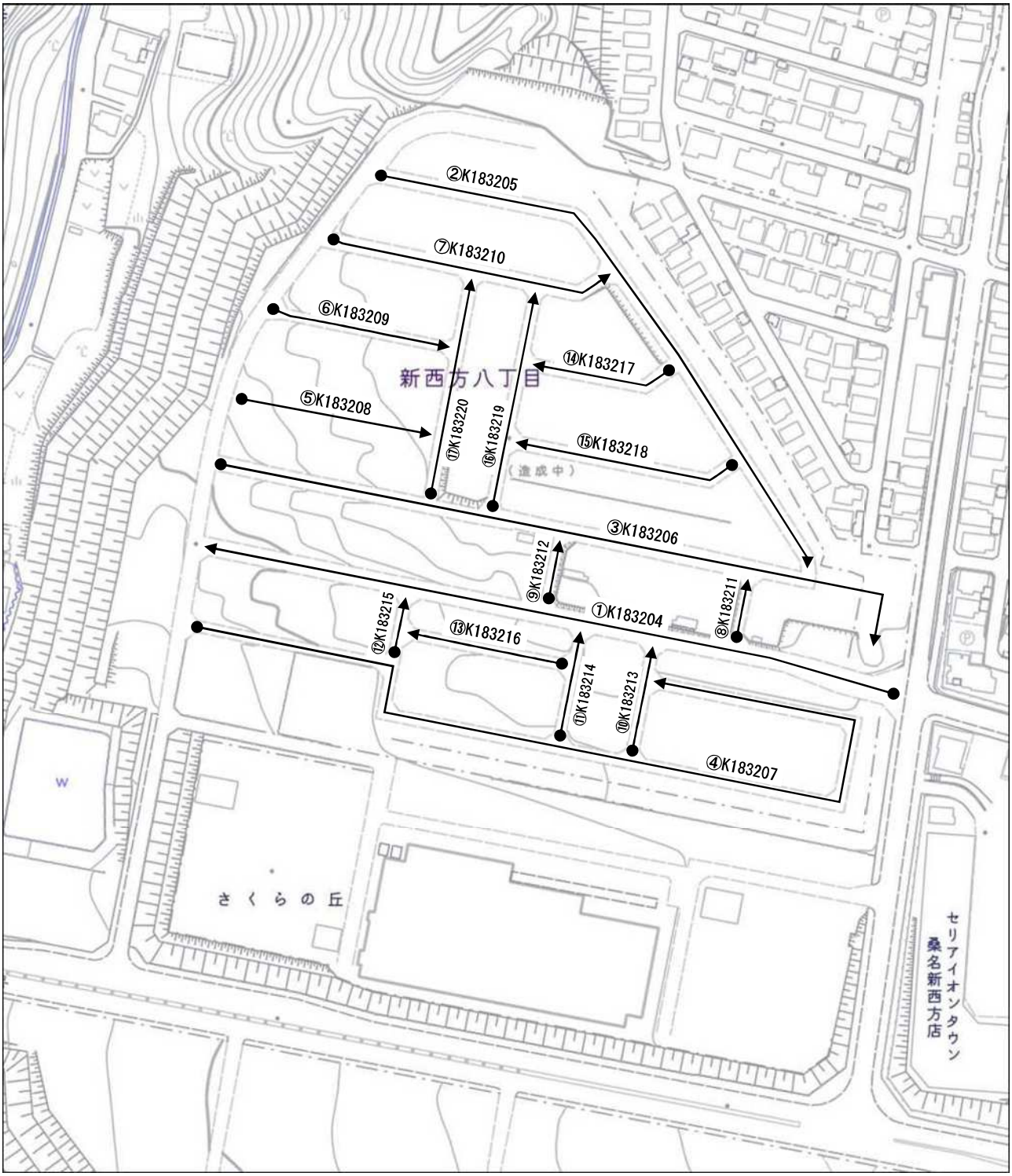

凡　例	
起点	●
終点	▲
認定路線	▬

路線番号		路線名	起点 終点	重要な経過地	延長(m) 幅員(m)
①	K183204	新西方70号線	新西方八丁目１番22地先 新西方八丁目１番16地先		320.6 9.0～19.5
②	K183205	新西方71号線	新西方八丁目１番160地先 新西方八丁目232番７地先		283.5 6.0～16.0
③	K183206	新西方72号線	新西方八丁目１番211地先 新西方八丁目１番95地先		330.6 6.0～13.1
④	K183207	新西方73号線	新西方八丁目１番327地先 新西方八丁目１番21地先		453.5 6.0～13.1
⑤	K183208	新西方74号線	新西方八丁目１番197地先 新西方八丁目１番190地先		90.5 6.0～13.4
⑥	K183209	新西方75号線	新西方八丁目１番183地先 新西方八丁目１番178地先		80.4 6.0～15.4
⑦	K183210	新西方76号線	新西方八丁目１番173地先 新西方八丁目232番13地先		130.5 6.0～14.3
⑧	K183211	新西方77号線	新西方八丁目１番298地先 新西方八丁目１番297地先		30.0 6.0～13.1
⑨	K183212	新西方78号線	新西方八丁目１番30地先 新西方八丁目１番30地先		30.0 6.0～13.1
⑩	K183213	新西方79号線	新西方八丁目１番77地先 新西方八丁目１番19地先		50.4 6.0～13.1
⑪	K183214	新西方80号線	新西方八丁目１番114地先 新西方八丁目１番331地先		50.4 6.0～13.1
⑫	K183215	新西方81号線	新西方八丁目１番321地先 新西方八丁目１番320地先		28.6 6.0～13.1
⑬	K183216	新西方82号線	新西方八丁目１番108地先 新西方八丁目１番18地先		73.8 6.0～13.1
⑭	K183217	新西方83号線	新西方八丁目１番237地先 新西方八丁目１番10地先		68.1 6.0～13.1
⑮	K183218	新西方84号線	新西方八丁目１番255地先 新西方八丁目１番11地先		105.0 6.0～13.1
⑯	K183219	新西方85号線	新西方八丁目１番217地先 新西方八丁目１番８地先		101.8 6.0～13.1
⑰	K183220	新西方86号線	新西方八丁目１番204地先 新西方八丁目１番177地先		101.8 6.0～13.1

２　変更する路線

<table>
<tr><th rowspan="2">路線番号</th><th rowspan="2">路線名</th><th colspan="2">起点
終点</th><th rowspan="2">重要な
経過地</th><th>延長（m）
幅員（m）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">前

後</td><td>新西方五丁目322番地先</td><td rowspan="2"></td><td>370.2</td></tr>
<tr><td>新西方四丁目114番地先</td><td>9.0～13.2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">K183104</td><td rowspan="2">新西方蓮花寺２号線</td><td>新西方五丁目322番地先</td><td rowspan="2"></td><td>890.0</td></tr>
<tr><td>さくらの丘25番地先</td><td>9.0～13.2</td></tr>
</table>

新西方地区 路線変更図

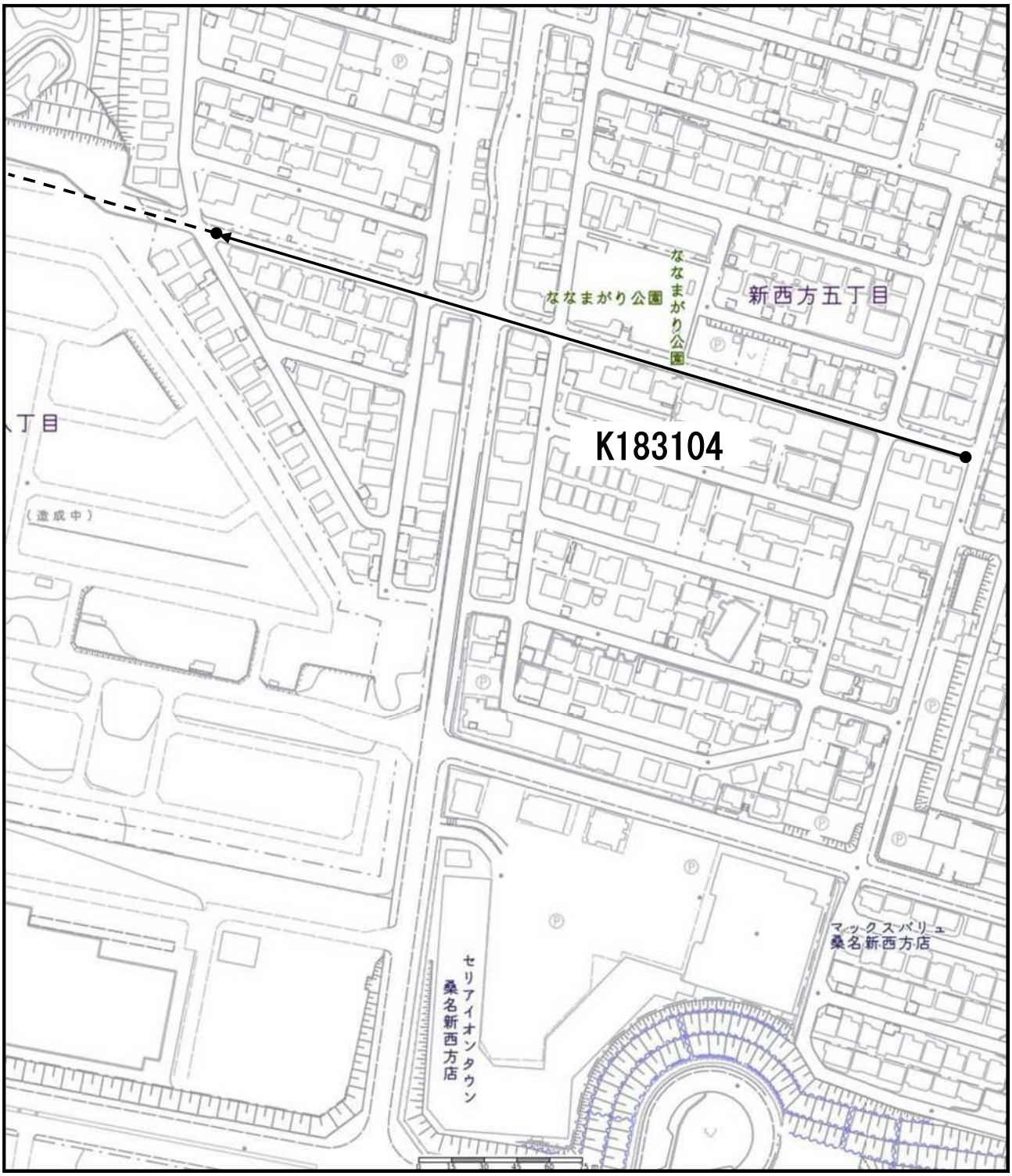

路線を変更する区間

路線番号	路線名	起点 終点			重要な経過地	延長(m) 幅員(m)
K183104	新西方蓮花寺２号線	前	新西方五丁目322番地先			370.2
			新西方四丁目114番地先			9.0～13.2
		後	新西方五丁目322番地先			890.0
			さくらの丘25番地先			9.0～13.2

凡例	
起点	●
終点	▲
延伸区間	▬ ▬ ▬
変更路線	▬

新西方地区 路線変更図

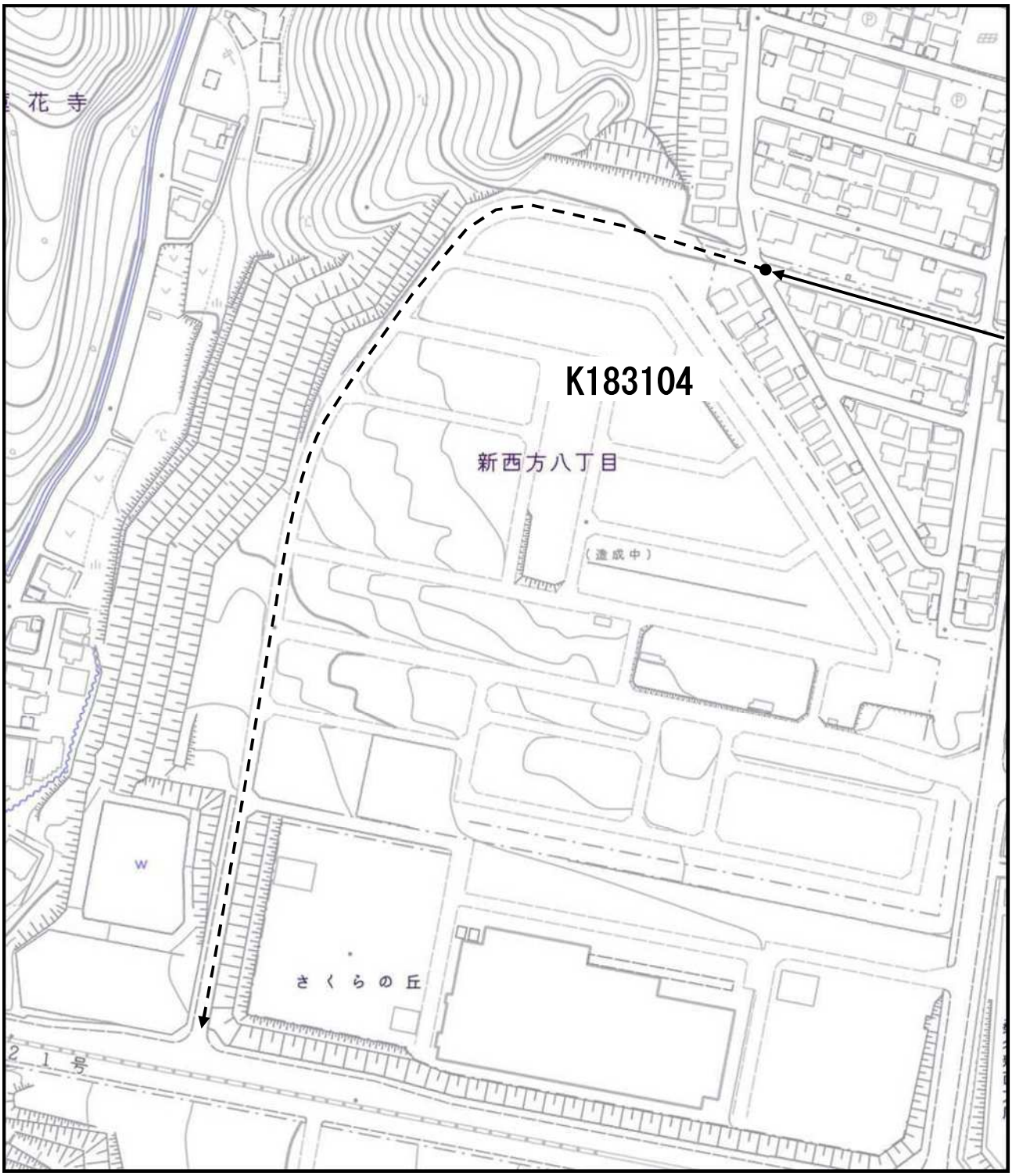

路線を変更する区間

路線番号	路線名	起点 終点			重要な経過地	延長(m) 幅員(m)
K183104	新西方蓮花寺２号線	前	新西方五丁目322番地先			370.2
			新西方四丁目114番地先			9.0～13.2
		後	新西方五丁目322番地先			890.0
			さくらの丘25番地先			9.0～13.2

凡例	
起点	●
終点	▲
延伸区間	▬ ▬ ▬
変更路線	▬